平成29年度 食品表示110番への情報提供及び相談受付状況

対象期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 受付部署 食と暮らしの安全推進課 食品企画班

1 表示に関する情報提供

一般消費者からの通報のほか、国(消費者庁、東北農政局)からの情報を受理しました。

該当法令	件数	主な内容及び対応等
食品表示法	15件	・袋詰精米について、年産・品種名の誤表示があり指導を行った。 ・古代米の表示方法について誤りがあり指導を行った。 ・詰め合わせ食品の表示方法の誤りについて指導を行った。 ・水産物(加工食品)の表示方法に不備があり指導を行った。
景品表示法	8件	 ・飲食店のメニュー、パンフレットにおける料理名に誤認を与える恐れがある表示がされていたため、指導を行った。 ・水産加工品の原産国について、誤認を与える恐れがある表示がされていたため、指導を行った。
計	23件	

○ その他, 県では, 「食品表示ウォッチャー」による調査も実施しています。 食品表示ウォッチャー事業について → http://www.pref.miyagi.jp/site/annzennanshinn/wotcher.html

2 食品表示に関する相談受付

食品表示に関する事業者からの相談をはじめ、他の行政機関からの相談も受理しました。また、消費者からの相談にも対応しています。

相談者	食品表示法	景品表示法	その他法令	合計(件)
消費者	1	1		2
事業者	109	10	1	120
行政関係	107	7		114
				236

該当法令	件数	主な相談内容	
食品表示法	217件	・魚介類(生鮮食品)の原産地の表示方法について ・加工食品の原料原産地名の表示方法について ・加工食品の「名称」の表示について ・複合原材料の表示方法について ・詰め合わせ食品の表示方法について(外装への表示方法など) ・袋詰精米の一括表示について(品種名,産地の表示など) ・表示内容全般を確認してほしい	
景品表示法	18件	 ・ウェブサイトにおける表示(表現方法)について ・「〇〇入り」「〇〇に効果がある」などを表示してよいか ・玄米の特長や機能性の表示について ・レストランのメニュー表記について 	
その他法令	1件	・内容量の表示方法、計量方法について(計量法)	
計	236件		